

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会運営規程

制定 平成30年5月30日 30都市整防第206号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都防災都市づくり推進計画検討委員会設置要綱（平成30年3月20日29都市整防第602号。以下「設置要綱」という。）第8条の規定に基づき、防災都市づくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、設置要綱における「委員会」及び設置要綱第5条の規定に基づく「専門部会」に適用するものとする。

(招集の通知)

第3条 委員長又は専門部会長は、設置要綱第4条の規定に基づき委員に招集の通知を発する。

2 委員は、招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を委員長又は専門部会長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第4条 設置要綱に基づき開催される委員会及び専門部会は傍聴希望者に対して公開するが、委員長又は専門部会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(傍聴人等が守るべき事項)

第5条 傍聴人は静粛を旨とし、次の各号を守らなければならない。

- 一 委員会又は専門部会における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明する等発言を妨害しないこと
 - 二 みだりに席を離れ又は談笑する等の方法により委員会又は専門部会の秩序を乱し、又妨害をしないこと
- 2 傍聴人が委員長又は専門部会長の指示に従わない場合は、委員長は退場を命じることができる。
- 3 傍聴人は、委員会又は専門部会の会場において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長又は専門部会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 4 前3項の規定は、設置要綱第4条第3項の規定に基づき出席した関係者について、準用する。

(会議及び議事録等の取扱い)

第6条 設置要綱第4条第2項及び第5条第7項に基づき、会議、議事録及び資料は公開する。ただし、審議において、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条に規定する非開示情報を取り扱う場合で、委員長又は専門部会長が公開を不適当と認めるときは、この限りではない。